

意見陳述書

原告株主 末田一秀

私はこの機会に、社会常識、市民感覚の問題を問いたいと思います。

裁判長の自宅に、担当している裁判の関係者からお中元やお歳暮が届いたら、社会的儀礼の範囲内のものであっても間違いなく受取りを拒否して返却されるのではないのでしょうか？ 公務員だから収賄にあたるのか考えるまでもなく、それが社会人としての常識だと思います。なぜ、そういう当たり前の感覚が関電経営陣にはないのでしょうか？

もちろん裁判ですから法に違反するような重大な任務懈怠があったかどうか、それがどれほど会社に損害を与えたかが問われるのは理解していますが、人が一つ一つの判断をしていくときに法に違反しているかどうかは判断基準ではなく、常識的な感覚があるはずで

す。被告たちは利害関係者から金品を受領して、なぜ平気なのか？ なぜ今でも預かっていただけなどと厚顔無恥な主張ができるのか？ 1着50万円という庶民からしたら信じられない額の背広の仕立券を費消していたことと、明らかに矛盾します。金沢国税局が査察に入ったと聞いてから慌てて返却したのが約6割とも報じられていて、査察がなければいつまでも手元に置いていたか使ってしまったのではないかと思われ

ます。そういう社会的な常識からかけ離れた思考回路に陥って、市民の声が届かないところで会社の経営方針が決められてきたことが問題だと思うのです。

私は長く原発に反対する市民運動に携わってきました。福島原発事故の惨状から、世論調査では原発に反対する声が大勢を占めています。電気事業という公益企業でありながら、そうした市民の声を無視して原発を推進してきた経営陣は社会常識に背を向けているのではないのでしょうか。

私たち株主の提訴請求によって関電が被告らを訴え、本日は原告席に関電と私たち株主が並ぶことになりました。

しかし、関電は、特命発注という随意契約で年間いくらの工事額を発注するかを約束までしていたにもかかわらず、発注額は適正だったという立場をとり続けています。関電が設置した第三者からなる取締役責任調査委員会が、本来よりも高い金額での発注や不要な発注によって生じた損害は、被告らに還流した3億6千万円を上回ると認定しているにもかかわらずです。第三者委の認定を無視するのであれば、なんのための設置だったのでしょうか。

入札と随意契約であれば、競争原理が働かない随意契約の契約額が高止まりするのは社会の常識中の常識です。現に福島事故を起こした東京電力は補償金ねん出のための社内合理化で入札比率を事故前の15%から2015年に65%まで上げたところ調達単価は2割下がったと報じられています。その同じ2015年の関電の入札比率は東電の事故前と同じ15%でした。つまり2割単価を下げられる高い水準で関電は私たちの払った電気代

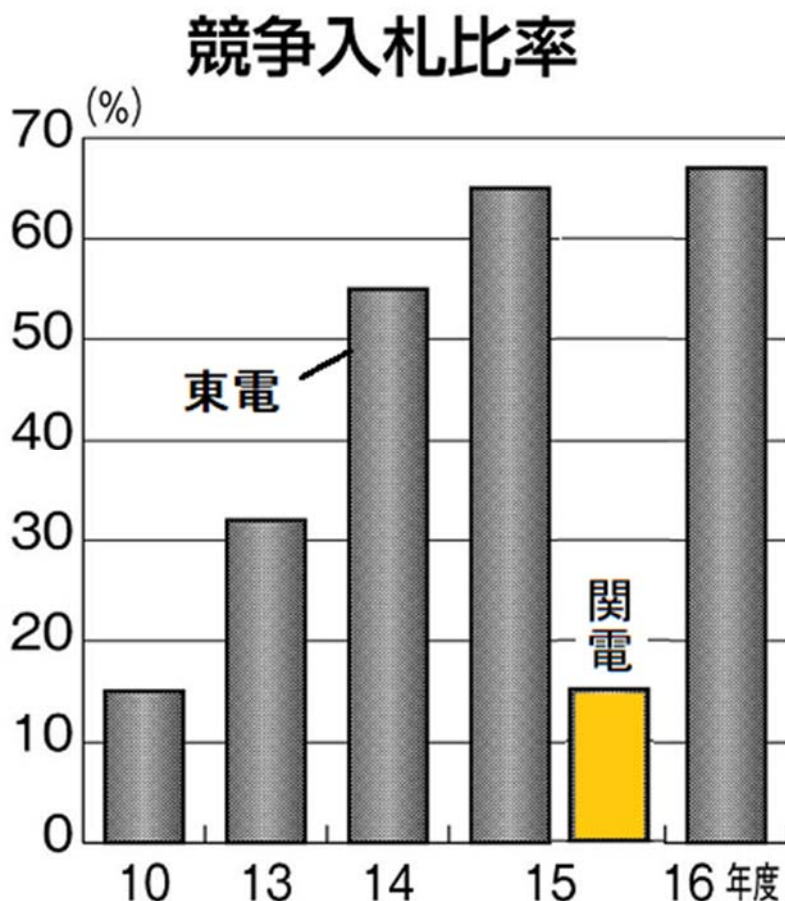
を無駄に使っていたこととなります。

なぜそんな無駄なことをするのか、なぜいまだに価格は適正だったと主張して関電は被告に損害を請求しないのか。

私はここでも原発の問題があると思います。嫌われものの原発を建設し運転していくには利益誘導で異論を排除していく。そのために高い価格で発注して相手を黙らせたり、闇のお金を生み出す構造を維持していく。先日、多くの反対の声を押し切って、原則40年とされた年数を超える老朽美浜3号炉が再稼働しました。同意を取り付けるために関電は、これからは随意契約で仕事を出しますと地元の説明して回りました。そこに手を付けられるのが嫌で、発注価格は適正だったと主張しているのではないかと思います。

私たち株主が訴えなかったら事件はなあなあで済まされ、何も改善されないかもしれません。

裁判所におかれては、事件のこうした本質まで掘り下げてしっかり審理をしていただきたいと願っています。



東電データ：日刊工業新聞2017年5月26日記事

関電データ：「電気料金の値上げについて」関西電力 H27年5月